

(仮称) 共生社会推進条例の骨子案作成に当たっての基本的な考え方

1 多様性の尊重

- 人は皆、年齢・性別・性的指向やジェンダーアイデンティティ・障がいや病気の有無・国籍・民族・言語・宗教・文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないといった社会における様々な障壁により、時には差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいる現状があります。
- また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化なども踏まえると、誰もが自分らしく暮らし、活躍することができるよう、こうした違いを尊重する「多様性の尊重」がこれまで以上に求められます。
- なお、他者との違いを外的的なものだけでなく、価値観や考え方等の内面的なものも含めると、誰もが何らかの違いを有する当事者であると言え、その対象は一部の方に限られるものではありません。
- そこで、本条例においては、当事者の限定化や固定化につながらないよう配慮し、「誰もが当事者である」ことを前提とした内容とすること、加えて、各人が対話を重ね、それぞれの違い等について理解を深め支え合う「共感に基づく心のバリアフリーの醸成」に寄与する内容とすることが求められます。

2 包摂的なまちづくり

- 「障がいの社会モデル※」は、障がい分野に限らず、前述の多様な違いに起因する様々な社会的障壁にも当てはまる考え方です。こうした多様な社会的障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、「障がいの社会モデル」の考えを他分野にも波及させてていき、様々な取組を行うことによって、当事者の生きづらさを社会全体で解決していくという包摂的なまちづくりの視点が求められます。

※障がいの社会モデル：「障がい＝バリア」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁(物理的、制度的、文化・情報面及び意識上)の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

3 市民・事業者との協働による共創

- 共生社会の実現に向けては、行政・市民・事業者それが異なる方向性の下で取組を進めることができないよう、自らの責務や役割を相互に認識し、創造性の向上などの多様性が有する効果も踏まえながら、社会のあらゆる場面において、連携・協働の上で取組を進めいくことが求められます。

4 未来につながる取組の推進

- 札幌市の現在の姿は、長い時間をかけた先人たちの歩みの上に形作られたものであり、共生社会の実現に向けても、世代を跨ぐ長期的かつ継続的な取組が求められます。そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も、多世代に向けた取組を進め、特に次世代を担う子どもも参画しやすい取組を継続的に展開していく必要があります。

札幌市は、上記1～4の考え方を踏まえながら共生社会の実現を目指していくことにより、「誰もがつながり合う共生のまち」を実現していきたいと考えています。